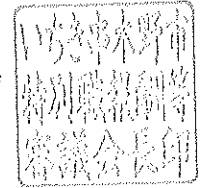




平成29年12月13日

いちき申木野市長 田畑誠一 殿

いちき申木野市特別職報酬等審議会
会長 古川清行



答 申 書

平成29年11月27日付い申総第411号で貴職から諮問のあった特別職報酬等に関し、当審議会は慎重審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 結 論

今回諮問された報酬額等について

- ① 市長、副市長及び教育長の給料の額については、改定を行わず現行額に据え置くことが適当である。
- ② 市議会議員の報酬の額については、2%増額とし、次のとおり改定することが適当である。

(円)

	改定額	現行額
議長	387,600	380,000
副議長	304,200	298,300
常任・議運委員長	290,700	285,000
議員	281,000	275,500

- ③ 市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給率については、0.05月引き上げることが適当である。
- ④ 市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合について、現行の支給割合は適当である。

2 理 由

当審議会としては審議するにあたり、当局の提出資料を基に県内19市の給料額等の状況、九州内類似市の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等について分析を行った。

始めに、市長、副市長及び教育長の給料の額については、人事院勧告で一般職の給料が0.2%の引上げはあるものの、県内他市の状況等を勘案し、引き続き、改定

は行わず据え置くことが適当であると判断するものである。

市議会議員の報酬の額については、人口減少による市税の減少など厳しい財政状況が見込まれるが、県内 18 市及び九州内類似団体との比較や、将来の議会の活性化及び役割の重要性を勘案し、以下の理由をもって増額改定を行うことが適当であると判断する。

- ① 県内 19 市の中で 14 番目という低い水準であり、13 番目の市と比べて議員報酬月額で約 1 万円の格差があること。
- ② 九州内類似団体との比較で最も低く、議員報酬月額で他市と 5 万円以上の格差があること。
- ③ 平成 19 年 4 月に報酬を 5 % (400 万円) 削減し、平成 21 年には議員数を 4 人 (1,740 万円) 削減、更に平成 29 年に 2 人を削減したことによる財政効果は年間で約 870 万円、過去を含めると年間約 3,000 万円の削減をしていること。
- ④ 若い世代や能力ある人材が、議員に立候補しやすい環境を整えることにより、議会の更なる活性化と改革を促すべきであること。

次に、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給率については、特別職の国家公務員の特別給（ボーナス）の改定状況や、県内各市の改定状況を考慮すると 0.05 月引き上げることが適当であると判断するものである。

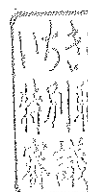
最後に、市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合については、職務・職責に大きな変化が見当たらないこと、他団体とも比較して大きく均衡を失しているとは考えられないこと、また平成 23 年度に給料が引き下げられたことにより減額になっていること等を踏まえ、据え置くことが適当であると判断するものである。

なお、国家公務員の退職金が、平成 30 年 1 月 1 日から引き下げられることから、特別職についても見直しが必要な時期にあり、また、市長と副市長・教育長の格差についても見直しが必要ではないかとの意見があったことを付言しておく。

3 その他

審議会の開催については、社会・経済情勢が変化しており、その動向を的確に把握し、今後も他団体との均衡を考慮する必要があることから、次年度以降も必要に応じて開催されることを提言する。

また、この答申による市議会議員の報酬の額の改定時期は平成 30 年 4 月 1 日とし、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給率の引き上げは平成 29 年 12 月支給分からが適当である。



いちき申木野市特別職報酬等審議会

会長	古川清行
職務代理	川崎弘一
委員	岩下市蔵
〃	勝目真理子
〃	熊谷良隆
〃	五味篤
〃	坂口重樹
〃	迫幸仁
〃	早崎達哉
〃	米盛総太

(委員五十音順)

